	四　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 イ　貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 ロ　積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 五　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 七　ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。 イ　清掃すること。 ロ　乾燥させること。 ハ　貨物が流入することのないよう、覆うこと。 八　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を使用すること。 九　航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。 十　貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。
石炭灰固化体	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。

（その他の固体ばら積み物質及び船舶によるその他の固体ばら積み物質の積載の方法を定める告示の一部改正）

第三条　その他の固体ばら積み物質及び船舶によるその他の固体ばら積み物質の積載の方法を定める告示（平成二十二年国土交通省告示第千五百二十九号）の一部を次のように改める。

第一条中「以下」の前に「昭和三十九年運輸省令第六十二号」を加える。

第二条第一項及び第二項を次のように改める。

第二条　規則第十五条の二の三第一項第三号の告示で定める物質（国際航海に従事する船舶に積みして運送できるものに限る。）は、別表第一の品名の欄に掲げる物質とし、当該物質の規則第十五条の二の三第一号及び同条第三号の告示で定める積載の方法は、同表の品名の欄に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ同表の積載の方法の欄に掲げるとおりとする。

2　規則第十五条の二の三第一項第三号の告示で定める物質（国際航海に従事する船舶にばら積みして運送できるものを除く。）は、別表第二の品名の欄に掲げる物質とし、当該物質の規則第十五条の二の三第一号で定める積載の方法は、同表の品名の欄に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ同表の積載の方法の欄に掲げるとおりとする。

第三条第三項中「次」を「別表第二」に改め、同項各号を削り、同条第四項を削る。

別表を次のように改める。

別表第1（第2条第1項関係）

品名		積載の方法
日本語名	英語名	
アルファルファ	ALFALFA	一　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 二　雨中において船積みをしないこと。 三　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　船積み前、船長は、貨物がシードケーキに該当しないことを確認すること。
アルミナ	ALUMINA	一　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 二　雨中において船積みをしないこと。 三　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。 イ　清掃すること。 ロ　乾燥させること。 ハ　貨物が流入することのないよう、覆うこと。 六　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 七　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 八　陸揚げ後の積載場所の清掃に使用した水を排出する場合において、固定式ビルジポンプを使用しないこと。
焼成アルミナ（焼成粘土）	ALUMINA, CALCINED	一　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 二　雨中において船積みをしないこと。 三　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 六　ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 七　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 八　陸揚げ後の積載場所の清掃に使用した水を排出する場合において、固定式ビルジポンプを使用しないこと。
アルミナシリカ	ALUMINA SILICA	一　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 二　雨中において船積みをしないこと。 三　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。